

岩手県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大船渡 市社会福祉協議会	大船渡市立根町字 下欠125番地12	大船渡市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	大船渡市立根町字 下欠125番地12	大船渡市盛町字下 館下14番地 1	平成30年11月 21日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大船渡 市社会福祉協議会	大船渡市立根町字 下欠125番地12	大船渡市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	大船渡市立根町字 下欠125番地12	大船渡市盛町字下 館下14番地 1	平成30年11月 21日

3 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人花巻市 社会福祉協議会	花巻市石神町364 番地	花巻市社会福祉協議会指 定西南通所介護事業所	花巻市轟木7地割 186番地2	花巻市轟木7地割 188番地1	平成15年4月 1日

4 地域密着型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社介護デイサ ービス花巻	花巻市諏訪312番 地1 プロムナ ードB202	介護デイサービス花巻	花巻市東町12番地 3	花巻市南諏訪町2 番地16	平成30年11月 19日

5 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大船渡 市社会福祉協議会	大船渡市立根町字 下欠125番地12	大船渡市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	大船渡市立根町字 下欠125番地12	大船渡市盛町字下 館下14番地 1	平成30年11月 21日